

不審メールに返信ため 一人で悩まずに相談を

奈良市法蓮町の私立奈良育英高校で20日、県消費生活センターによる消費者問題の出前講座が行われ、同センターの消費生活相談員が10代の若者

県消費生活センター出前講座



高校の家庭科の授業として行われた消費生活相談センターの出前講座。消費生活相談員が消費者トラブルについて講義した。20日、奈良市法蓮町の奈良育英高校。

に多いトラブル事例を紹介して注意を促し、対処法を教えた。出前講座は消費生活について学ぶ家庭科の授業として行われ、約200

人いる2年生全員がクラス別に受講した。同センターは昨年度まで教育現場では学校からの要請があった場合に講師を派遣してきたが、平成24年12月に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、本年度からは県内の高校と連携し、積極的に若者の消費者教育に取り組んでいる。出前講座で講師を務めた相談員の三宅寧子さんは平成24年度の1年間に20歳未満の若者から、県の相談窓口寄せられた相談件数が120件あったこと▽相談内容はアダルト情報サイト、デジタルコンテンツ、出会い系サイトの利用によるトラブルが多かったことを紹介した。センターに実際に寄せられた男子高校生と男子大学生の相談内容を事例

奈良育英高で消費者問題解説

として取り上げ、「個人情報を知られる危険があるので不審なメールには絶対返信しない」など、基本的な対処法を教えるとともに、「後で考えたらおかしいと気付くこともあせると冷静な判断がつかなくなる」と誰もが消費者トラブルにあう可能性があることを伝えた。このほか、消費者庁が高校生ら若者向けに作成したDVD教材を使ってインターネット通販の「落とし穴」を紹介。三宅さんは「トラブルにあった時は周囲の大人に相談し周囲に相談しにくい時は消費生活相談窓口にご相談を」「一人で悩んだり、簡単にお金を支払ったりしないで」と呼び掛けた。授業を受けた女子生徒は「消費者トラブルは大人だけのことと思っていましたが、高校生も関係のある身近な問題なんだと分かった」と感想を話していた。